

平成28年第3回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（10月17日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○常任委員会委員の選任	4
○老人福祉常任委員会の報告の件	4
○議案第1号より議案第13号までの一括上程、説明、質疑、 委員会付託	12
○散会の宣告	27

第 2 号（10月28日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	30
○説明のため出席した者	30
○職務のため出席した職員	30
○開議の宣告	31
○議事日程の報告	31
○議案第1号から議案第6号までの一括上程、委員長報告、 質疑、討論、採決	31
○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	36
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	44
○議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	46
○議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	48
○議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	49

○議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	50
○議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	51
○閉会の宣告	53
○署名議員	55

平成 28 年第 3 回 もとす広域連合議会定例会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 28 年 10 月 17 日 (月曜日) 午前 9 時 47 分開会

- | | | |
|--------|----------------|-----------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定について | |
| 日程第 4 | 常任委員会委員の選任 | |
| 日程第 5 | 老人福祉常任委員会の報告の件 | |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 6 号 | もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 7 号 | 不動産の譲与について |
| 日程第 13 | 議案第 8 号 | 平成 27 年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 9 号 | 平成 27 年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 10 号 | 平成 27 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 16 | 議案第 11 号 | 平成 28 年度もとす広域連合一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 17 | 議案第 12 号 | 平成 28 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 18 | 議案第 13 号 | 平成 28 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算 (第 2 号) について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1 番	森	治	久	2 番	若	井	千	尋
3 番	清	水	治	4 番	広	瀬	武	雄
5 番	若	園	五	朗	6 番	く	ま	が
7 番	松	野	藤	四	郎	8 番	鏝	本
9 番	黒	田	芳	弘	10 番	臼	井	悦
11 番	中	村	重	光	12 番	大	西	徳
13 番	村	木	俊	文	14 番	松	野	由
15 番	安	藤	哲	雄				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤	原	勉	副 連 合 長	棚	橋	敏	明
副 連 合 長	戸	部	哲	哉	代 表 監 査 委 員	三	田	村
事 務 局 長	鷺	見	誠	総 務 課 長	高	田	薫	
介 護 保 険 課 長	扇	間	輝	幸	会 計 管 理 者	溝	口	賢
老 人 福 祉 施 設 長	神	谷	義	幸	療 育 医 療 施 設 長	片	岡	俊
大 和 園 長								
衛 生 施 設 長	弘	岡	敏					

職務のため出席した職員

書 記 長	臼	井	英	俊	書 記	高	田	茂	和
書 記	安	藤	里	恵					

開会 午前 9時47分

◎開会の宣告

○議長（松野藤四郎君） ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、平成28年第3回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（松野藤四郎君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議席の指定

○議長（松野藤四郎君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり決定します。



◎会議録署名議員の指名

○議長（松野藤四郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

3番 清水 治 君

13番 村木 俊文 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（松野藤四郎君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月6日の議会運営委員会におきまして、本日から

ら10月28日までの12日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から10月28日までの12日間とすることに決定しました。



◎常任委員会委員の選任

○議長（松野藤四郎君） 日程第4、常任委員会委員の選任を議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿配付〕

○議長（松野藤四郎君） お諮りします。

北方町選出議員の辞職に伴い欠員となっております老人福祉常任委員会委員1名及び本巢市選出議員の辞職に伴い欠員となっております療育医療衛生常任委員会委員1名の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。



◎老人福祉常任委員会の報告

○議長（松野藤四郎君） 日程第5、老人福祉常任委員会の報告の件を議題といたします。

老人福祉常任委員会において、継続調査事件となっております大和園再建課題について会議規則第41条の規定により、同委員会から報告を行いたいとの申し入れがありましたので、これを許可します。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

○老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） それでは、老人福祉常任委員会での審査についてご報告をいたします。

少々長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

大和園再建課題の調査につきましては、これまでに3回の委員会を開催いたしました。

第1回目は、7月8日金曜日の午前9時25分より大和園2階会議室におきまして開催をし、委員4名全員が出席したほか、オブザーバーとして新たに北方町から選出されました松野由文議員、そして松野藤四郎議長が出席いたしました。

このほか、説明のため棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、最初に一同で大和園内を視察するとともに、大和園の現状につきまして詳細な説明を聴取しながら慎重に調査を行いました。その中におきまして、実施事業のうち、大幅な赤字が続いております、老人福祉法に基づく養護老人ホームの運営につきまして、特に重点的に課題の整理を行うとともに、今後の協議に資するため、老人福祉法に基づく措置制度と介護保険法に基づく介護サービスについての説明を受けるとともに、その認識を深めました。

第2回目は、8月18日の木曜日午前9時28分より大和園2階会議室におきまして開催をしました。委員会は委員4名全員が出席したほか、オブザーバーとして松野由文議員、そして松野藤四郎議長が出席いたしました。このほか、説明のため、棚橋副連合長、事務局長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、詳細な説明を聴取しながら慎重に調査を行いました。今回の委員会では経営改善にかかわる主要課題を、正職員数等について、和ショートステイについて、事務職員数について、給食業務の民営化について、養護老人ホームについての5つに整理をし、それぞれについて1つずつ調査及び協議を行いました。

まず、正職員数等については、大和園における正職員の状況は年齢及び階層別のバランスが悪い状態にあり、今後、中間層正職員の定年及び中途退職に伴う新規職員の採用において危惧される状況となっていること、また、今後深刻化が見込まれている介護職員不足については既に始まっており、募集をしてもなかなか応募がない状況となっており、近隣施設においては介護職員不足により事業の一部を休止している施設もあるとの説明を受けました。そして、この件に対する対応改善策の案としては、正職員の退職に対する補充は若い正職員または嘱託職員、日日雇用職員による補充を行うことで、人件費の抑制及び人材の確保を行いたいとの説明がありました。

この後、説明に対する質疑を行い、「介護職員の募集及び採用について具体的にどのように行っているのか」との質問がありました。これに対し、「介護福祉士の養成機関等を訪問してPRするなどしていますが、なかなか思うような応募がないため、今後も引き続きPR活動を継続していきませんが、インターネット等を効果的に活用し、公営施設としてのPRも含めながら、人材確保に努めたい」との答弁がありました。

次に、和ショートステイについてです。大和園では、認知症の方を対象とした短期入所サービスを和ショートステイと呼んで事業を行っていますが、この収支状況については毎年ずっと赤字が続いています。しかし、そ

の稼働率は87.5%で、近隣他施設に比べても高い率となっているにもかかわらず、黒字化にはほど遠い状態にあります。その原因は、人件費が高いこと及び居室数が少ないことが考えられるため、まずは昨年9月から職員配置を見直して、経費削減を図っているとの説明を受けました。また、居室が少ないことについては、定員11人から20人までが同じ職員配置基準となっていますが、大和園では、部屋数の理由から16人を超えて受け入れができないため、同じ職員体制であっても、4人分の介護報酬を得ることができないという状況にあるとの説明がありました。そして、経営改善策案としては、一般のショートステイに変更する案、4床を増床して20人定員とする案、現状のまま事業を継続する案、事業を廃止する案、事業を半分に縮小する案が提示され、平成29年度中に今後の方針、方向性を出していきたいとの説明がありました。

続いて、説明に対する質疑を行い、「そもそもこの和ショートステイ事業については、当初から黒字化というのは難しい事業であったのではないか」との質問がありましたが、これに対しては、「詳細ははっきりしませんが、多分赤字が見込まれたというふうに思います。」との答弁がありました。続いて改善策案として、提示された5種類の内容について質疑を行いました。大まかなシミュレーションであったため議論がなかなか進まず、次回の委員会において、それぞれの案について収支シミュレーションを提示するよう求めました。

次に、事務職員数についてであります。現在、大和園では5人の職員で各種の事務を行っており、養護老人ホーム及び介護保険関係事業で7事業、利用者の給食についても直営で行っているため、事実上8事業として考える必要があること、また職員も正職員及び嘱託職員等合わせて130人という大人数が働いていることなどから、事務量もかなりのものとなっており、近隣施設の事務職員配置状況と比較しても配置人数は多くなっていますが、実施事業数及び各定員数と比較した場合、他施設よりも大和園のほうが多い状況にあるとの説明がありました。その上で、経営改善案として業務の見直し及び事務の効率化を図ることで、事務職員の削減に努めたいとの案が説明されました。

続いて行いました質疑では、事務の効率化についての具体的な事例についての質問があり、「園内における会議の見直し及び業務上の連絡体制の見直し、事務処理の効率化等により難しいが何とか削減する方向へ持っていきたい」との答弁がありました。この答弁に対しましては「赤字が続いているにもかかわらず、職員数における経営改善も難しいということになると、協議をしている委員会の立場としても困ってしまう状況である」との意見が出され、引き続き改善案を検討することになりました。

次に、給食業務の民営化についてですが、現在大和園では直営により給食業務を行っていますが、これまでに経費の削減として平成26年度から27年度にかけて食材料代の見直しを行ってきたこと、正職員1名の退職

に対する人員補充を嘱託職員で検討していること及び民営化した場合における職員の処遇問題についてなどの説明を受けるとともに、仮に民営化した場合であっても、給食は施設内調理が原則となっているため、施設内の厨房を利用した民営化となること、平成29年度中には民営化または直営継続についての方向性を出すこととしたいとの説明がありました。

続く質疑では、現在の給食業務における収支状況及び民営化後の収支見込みについての質問があり、民営化については「業者1社から見積もりを聴取しましたが、思わぬ高い見積りが出て人件費、食材料費のどちらとも現状の直営よりも高い状況にありました」との答弁がありました。また、委員から「直営の経営状況ははっきりしない中での議論ではなく、現状における収支状況を見た上で検討すべきである」との意見が出され、次回の委員会において、現時点における収支状況を見た上で再度協議を行うことになりました。

最後に、養護老人ホームについてですが、老人福祉法第11条では「市町村は65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託するという措置をとらなければならない」つまりは市町村において措置をする義務があると定められており、これに基づいて大和園の養護老人ホームへの入所が行われているところでありますが、平成24年度以降入所者数が定員の60人に満たない状況が続いており、収支の状況にあってはそれよりも前から赤字の状態となっております。赤字の額は年によっても異なりますが、過去5年間についてはおよそ3,000万円弱から2,300万円弱の間での金額となっております。そのため、大和園においては、これまでに節電、給食の一元化、賄材料費の削減、扶助費の見直し等の取り組みを行ってきましたが、赤字をなくすには到底及ばない状況となっております。

参考として、他市町村等の状況についての調査結果が報告され、市町村直営のところ、一部事務組合が運営しているところ、指定管理者が運営しているところなどがありますが、いずれも措置市町村からの措置費のみでは運営ができておらず、事実上何らかの補填が行われている状況となっているとの報告がありました。

その後、この説明に対する質疑があり、「現在の仕組みでは施設を持つと赤字経営は避けられず、逆に自らの市町村に施設を持たず、他市町村に所在する施設へ入所させた方が余分な支出をせずに済むというのは、不公平を感じる。措置をしている市町村に対しても相応の負担を求めることはできないのか」との意見が出され、この点につきましては大和園において調査研究を行うことになりました。また、他市町村における運営の状況と比較してみた場合、考え方によっては、介護保険事業における黒字で養護老人ホーム事業の赤字を補填できたので、これまで何とか運営ができてき

たとも言えるのではないかとの意見が出されました。

以上のような調査及び協議の後、第2回目の委員会のまとめとして、これらの主要課題に対する改善内容案について、執行部において経営改善計画案として作成をし、次回、3回目の委員会での協議の上、取りまとめることとなりました。

第3回目は、9月12日月曜日の午前9時28分より大和園2階会議室において開催をいたしました。委員会には委員4名全員が出席したほか、オブザーバーとして松野由文議員、そして松野藤四郎議長が出席しました。このほか、説明のため棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、詳細な説明を聴取しながら慎重に調査を行いました。

今回の委員会では、これまでの調査及び協議の内容を踏まえて、執行部において作成された大和園経営改善計画案により協議を行いました。この改善計画案につきましては、第2回目の委員会の内容を反映したものとなっており、第2回目の委員会から内容が変わっていない部分につきましては概要を確認するという方法で協議を進めました。

最初に、経営改善計画策定に当たってという表題で、第1回目の委員会のときに示された、平成23年度決算から平成28年度の決算見込みまでの6年間分の収支状況を参照しながら、大和園の現状と課題を中心に協議を行いました。この協議の際に、「最近介護職員への負担がかなり強くなっているとの話が聞こえてきますが、改善を急ぐ余りに、急激に無理な改善を行うということはいかがなものか」との意見が出されました。これに対し、「必要な職員につきましては、正職員ではなくパート職員などを補充することで、何とかカバーしていこうと考えております」との答弁がありました。

次に、養護老人ホームについての説明があり、前回の内容に加え、比較資料として入所者1人当たりとして割った指定管理料が示されました。指定管理へ移行している施設の金額と、大和園の入所者1人当たり支出額を比較しますと、大和園よりも高い金額となっている施設が見受けられます。つまり指定管理へ移行しても、必ずしも現状より安く収まるようになるとは言い切れない、という結果となったことが報告されました。そのため、大和園としての改善計画案としては、誕生者外食の公費負担の廃止、会議時間帯の見直しによる時間外勤務手当の縮小、入所者個人持ち家電に対する実費請求及び扶助費の見直しの検討、措置市町による財政支援依頼を行いたいという提案がありました。

その後、この件に対する質疑が行われ、「施設の定員に対する支援額ではなく、実際の入所者数による支援額を決定するのが適切ではないか」との意見、「他の同規模の施設の状況を見た場合、現在の方法のほうが指定管理を行うよりもよい方法かもしれないと思う」という意見、「会計処理に関して、養護は養護、介護は介護と切り離して行い、どうしてもやらな

ければならない養護部分については、各市町が赤字になれば補填し、黒字化が見込める介護部分については黒字を出して、それを積み立て施設改善などに使っていくということがよいのではないか」という意見、「国が老人福祉法という法律で老人の養護に関する部分について縛っておきながら、それを地方に押しつけている。このことに関し、少し危機感を持って国に対して声を上げていく必要があるのではないか」という意見が出されました。

次に、正職員数等についてですが、前回とほぼ同じ内容で正職員の年齢、階層がアンバランスとなっているため、経営改善案としては人件費の削減及び人材の確保を柱とし、正職員の定年及び中途退職に対する補充は若い正職員または嘱託職員、日日雇用職員による補充を行うことで、人件費の抑制及び人材の確保を行うこととしたいとの説明がありました。

これに続く質疑では、「前回の委員会から今回までの間で何か状況の変化があればお聞きしたい」との質問があり、これに対して、「大きな変化といったものがなかったかもしれませんが、前回、今回と協議を重ねることで直面している課題の大きさ、さらに真剣に取り組む必要性について再認識しました」との旨の答弁がありました。

次に、和ショートステイについてですが、前回の委員会時における検討案に加え、グループホームに変更する案、ユニット型特別養護老人ホームに変更する案という2つの案を加えて、計7つの案におけるそれぞれの収支状況シミュレーションの結果が示されました。その結果は、ユニット型特別養護老人ホームに変更する案が、黒字経営を見込める上に最も収支状況がよいという結果となり、この案を経営改善計画案として検討を進めたいとの説明がありました。しかしこの案は、介護保険事業計画及び各市町における老人福祉計画との整合性が求められるため、早くても平成31年度からの開始となることもあわせて説明がありました。

その後の質疑では、「ユニット型特別養護老人ホームですと、利用料が高くなると思いますが、どのぐらい上がるのでしょうか」という質問があり、これに対して「現在の和和園のように、従来型の特別養護老人ホームですと、平均7万円から8万円という利用料ですが、ユニット型では平均14万円ほどになると思われます」との答弁がありました。

ほかには、「極端な話として、和ショートステイを廃止して、新たな事業は全く何もしないという案もありましたが、その案に対してはなにかありますか」という質問があり、「事業そのものを廃止して何もしないというのは、当然収入はなくなり、そこにいた職員の人件費が残って逆効果という結果から、この案は採用しないということに至りました」との趣旨の答弁がありました。

ほかに、グループホームに変更する案における課題について質問があり、「グループホームの場合は、地域密着型サービスというグループに属することになるため、サービスを利用できる対象者が当広域連合管内の方に限

定されることになり、現在和ショートステイを利用されている方の中には大野町及び岐阜市の方がおられますので、現在の利用者の課題、事業変更後の定員確保の課題、ほかに収益性が高い改善案があるとの理由から、この案は最善策ではないとの考えに至りました」との趣旨の答弁がありました。

そして、この件の最後に、委員会としては、執行部からの提案どおり、ユニット型特別養護老人ホームに変更する案とすることに決定をしました。

次に、事務職員数についてですが、内容は前回とほぼ同じですが、改善計画案の中に「事務職員1人を削減します」という内容を新たにつけ加えましたとの説明がありました。

続いて質疑が行われ、「減らしてもできるというなら減らしてもよいが、できないものを無理に減らすということはありませんか」という旨の質問があり、「経営再建ということで、今すぐではございませんが、業務の見直しや事務の効率化を図った上で削減させていただきたい」との答弁がありました。

次に、給食業務についてですが、前回の委員会において、給食業務にかかわる経営の現状についての資料をとということでしたので、このことについて執行部から資料により説明があり、現状ではおよそ900万円強の赤字となっているとの説明がありました。あわせて、この赤字を解消するためには、1食90円ほど、3食で270円ほどの値上げの必要があるとの説明がありました。この食費負担については所得等による自己負担軽減制度があり、一定の条件を超えた方が値上げの対象となりますが、仮に値上げした場合の1日3食分の負担額は1,650円となり、その上で経営改善計画として「給食部分は人件費などの経費の削減に努めるとともに、食費の利用者負担額の見直しも検討し、直営による運営を継続しますが、引き続き民間委託についても研究していきます」との案が示されました。

続く質疑では、賄い材料の調達についての質問があり、材料により毎月入札を行っているもの、3カ月のもの、半年のもの1年のものというふうに入札により調達しているとの答弁がありました。また、他施設の食事負担状況についての補足説明があり、「近隣の施設では国の基準額である1日1,380円が多く、ある施設では1,420円というところもある」とのことでした。

次に、その他業務についての説明があり、デイサービス及びショートステイの送迎の一元化、おむつ、パット類の経費削減、時間外勤務の削減、職員の経営戦略研修参加、キャリア段位制度の導入による人材育成等を実施することで、経営再建を進めたいとの説明がありましたが、細かい部分での取り組みであるため、特に質疑はありませんでした。

最後に、事業収支計画ということで、平成22年度から27年度については決算の状況、平成28年度から33年度については決算見込み、特に平成29年度以降については、養護老人ホームの赤字相当分の財政支援として

2,600万円を負担金収入に含めるとともに、歳出は経営改善計画案に沿った経費削減を図った上でのシミュレーションが示され、平成32年度までは年度末基金残高が3億4,000万円台を維持できる見通しであるとの結果が報告されました。

しかし、平成35年ごろには養護老人ホームの空調設備が改修時期を迎えるとのことで、この経費におよそ1億円程度必要となると見込まれますが、その関係費用はこのシミュレーションには入っていないとの補足説明がありましたが、本件に対する質疑等は特にありませんでした。

以上、大和園経営改善計画案についての協議により、当委員会における大和園再建課題に対する調査は一区切りとすることとなり、委員会を終了いたしました。

報告が大変長くなりましたが、以上のような調査及び協議の結果、老人福祉常任委員会における取りまとめといたしましては、老人福祉法に基づく養護老人ホームの運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホームをはじめとする介護サービスについては、介護保険制度開始前においては一体のものでしたが、現在においては、基づく主たる法律も果たす社会的役割も異なるため、財務上の処理についても切り離すことを視野に入れながら、今後の検討材料として調査研究を進めていただきたいとの意見に至りました。

また、老人福祉法による措置は、本来措置を行う市町村にその責任があるため、この制度のもとで運営される養護老人ホームについては経営について最大限の効果、効率化を図ることは当然至極のことですが、それを最大限行った上でもなお赤字が生ずる場合においては、その財政支援を措置市町へ求めることもやむを得ないとの結論に至った次第であります。

この議論を深める中において、施設を持った市町村が不利益をこうむり、施設を持たず他市町村等の施設へ措置を行った市町村が、結果として負担をせずに済むというような、このような現行制度については大きな矛盾を感じずにはいられません。よって、この点に関しましては、当広域連合のみならず構成市町に対しましても、関係官庁等への要望等、何らかの働きかけを検討すべきであるとの意見が出されました。

また、介護職員の不足に対する人材確保については、大和園が公営施設である点を生かすなど、施設の特徴と魅力についてもっとPRするよう検討すべきであるとの意見が出されました。

最後に、これまでの当委員会における調査及び協議の内容を踏まえて作成された大和園経営改善計画案については、改めて執行部から説明が行われる予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、委員会からの報告として終わらせていただきます。

○議長（松野藤四郎君） これで老人福祉常任委員会の報告を終わります。

老人福祉常任委員会の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「後でやります」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。



◎議案第1号より議案第13号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松野藤四郎君） 日程第6、議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定についてより、日程第18、議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてまでを一括上程いたします。

提出議案について、広域連合長より議案提出理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、第3回もとす広域連合議会の定例会に当たりまして、議案説明のほうさせていただきましても、その前に恒例でございます広域連合につきましての私からの所信を、まず初めに述べさせていただきたいと思えます。

それぞれお手元に私の所信表明の冊子があるかと思えますけれども、それに沿ってご説明をさせていただきたいと思えます。

本日ここに平成28年第3回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年も日本列島は地震や台風による豪雨などで各地で甚大な被害が発生をしました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地域の一刻も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

幸いにも、当広域連合管内では被害は出ておりませんが、防災への備えには万全を期していかなければと考えております。

また、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックでの日本選手の活躍は私たちに感動と希望を与えてくれました。4年後の東京オリンピックが待ち遠しい限りで期待をいたしております。

定例会の開会に当たりまして、それでは、広域行政への所信について述べさせていただきたいと思えます。

まず、当広域連合の現状につきまして触れさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上等、広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されているところでございますが、近年は介護保険特別会計に代表されますように、社会保障費の増加により、財政負担が拡大傾向にあることから、安定的な財政運営が図れるよう広域連合第4期広域計画に基づき自主財源の確保、経常的経費の削減など限られた財源の中で、効率的かつ効果的な財政運営に引き続き努めてまいりたいと思えます。

平成27年度の歳出総額が79億円を超えるまでになりました当広域連合の運営は、今後も効率的な運営が必要であると考えております。

次に、当広域連合における事業部門ごとに現況と課題を申し上げたいと思います。

初めに、当広域連合の最大のウエイトを占める介護保険事業でございます。介護保険事業は平成12年から始まり、今では高齢者とその家族の暮らしを支える制度として定着し、ますますその重要度が増しております。全国的に見ても、平成28年3月で65歳以上の第1号被保険者は3,382万人となる中、要介護、要支援者は620万人で、当初は180万人程度でございましたサービス受給者も、524万人を超えるようになってまいりました。また、岐阜県では平成28年3月で65歳以上の第1号被保険者は57万7,000人、要介護・要支援者は9万4,000人でサービス受給者も8万3,000人となっております。

平成12年10月は、当広域連合の前身でございますもとす介護保険広域連合事務所が現在の場所に移転された時期でもございます。当時の本巣郡内7町村の人口は9万6,966人となっており、高齢者人口は1万3,416人でございます。高齢化の目安となる高齢化率は13.8%でございました。本年10月1日の人口は10万7,227人であり高齢者人口は2万4,741人となり、高齢化率は23.1%にもなっております。この間、保険給付費も確実に伸び続け、平成27年度には60億2,500万円になりました。これは前年度よりも2億1,000万円ほどの増加となりました。

平成12年からの制度施行後と比べますと、人口で10.6%、高齢化率で9.3%、保険給付費に至っては18億7,000万円から3.2倍の額に増加をいたしております。このため、今後も持続可能な社会保障制度の確立と、たとえ要介護となっても高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を目指すことや、受益と負担のあり方について公平化を期する諸政策のほか、要支援認定者の通所介護、訪問介護の地域支援事業への移行とともに、創意工夫を生かした生活支援や社会参加による介護予防を進めること、在宅医療、介護の連携強化等といった幅広い取り組みが求められております。

こうした社会情勢の中、当広域連合といたしましても、これらの取り組みを推進し、これまで以上に組織市町と密接に連携を図り、高齢者の生活上の安全・安心の確保に向けて、一層努めてまいりたいと考えております。

一方、介護保険料にありましては、団塊世代が75歳となる2025年を見据えて第6期介護保険事業計画が策定され、昨年度より保険給付費の財源となる介護保険料の保険料基準月額を5,650円としたところでございますが、今後の高齢者の推移を見守る中で、介護保険制度の運営の安定と充実を図っていくためには、高齢者にはその負担も大きくならざるを得ない状況にあることは容易に想定されるところでございます。このような状況で

はございますが、介護保険制度を堅持することがこれからの高齢者にとって必要不可欠なことであると考え、皆様には介護保険制度に対しさらなるご理解とご協力いただけるよう、工夫と努力が必要であると考えているところでございます。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、昭和29年に当地で本巢村立養老院として事業を開始いたしました。民営化や民間委託あるいは指定管理制度への移行による運営が進む中、当施設は公設公営の施設として開設以来61年間にわたり事業運営を行ってまいりました。その内容といたしましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱え、管内地域に密着した事業を展開してまいりましたが、社会情勢の変化と介護保険法の一部改正などにより、健全経営が危惧される状況となってまいりましたことから、今後の健全経営を計画的に進めるために、議会とも協議を重ねてきたところでございます。そうした結果を踏まえながら、引き続き高齢者福祉サービスを提供できるよう、施設の管理運営の見直しを図るとともに、利用者の福祉向上と健康保持に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、昭和51年4月障がい児に治療の場をとという親さんの切実かつ崇高な思いと願いにより、北方町民センターの一室で自主的な療育が始められ、同年7月北方町立中保育園において始まった、本巢郡心身障害児治療教室にその設立の源を発するものでございます。

平成15年4月からの支援費制度の導入に伴い、児童福祉法に基づく事業者の指定を受け、児童デイサービス事業を開始いたしました。また、支援費制度の対象とならない乳幼児に対して、いきいき児童デイサービス事業も制度化をいたしました。その後平成18年4月には障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業所の指定を受け、地域療育の専門機関としての役割を果たしてまいりました。平成22年9月には、本巢市政田に新築移転し、現在は小学校就学前の乳幼児を対象とする児童福祉法に基づく児童発達支援事業と、平成26年度からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、相談支援事業所を設置し、相談支援専門員2名を配置して、サービス事業計画、障害児支援利用計画を作成、事業実施をしてまいったところでございます。今後も引き続き発達支援をはじめ障害児の療育及びその保護者への支援に一層努めてまいりたいと考えております。

また、療育医療施設休日急患診療所につきましては、昭和53年より診療を開始し、日曜、祝祭日等における救急患者に対する診療を行っております。もとす医師会、もとす薬剤師会の協力をいただいて、平成27年度は69日を開設し、延べ1,556人の診療を行い、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしております。今後も引き続き良質かつ適切な医療サ

ービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、し尿処理をいたしております衛生施設につきましては、昭和36年に一部事務組合として本巢衛生施設利用組合を設立し、以来管内市町の浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラントにかかる汚泥及びし尿を衛生的に処理し、地域住民が快適な生活が送れるように衛生環境の保全に寄与しているところでございます。当施設は、昭和58年建設の西棟と平成2年建設の東棟の2棟により、合わせて1日当たりの処理能力が140キロリットルを有し、平成27年度のし尿等の総処理量、搬入実績でございますが、6万153キロリットルと微増の状況でございました。今後も管内市町の公共下水路、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント及びコンポストの整備状況と当施設の処理能力を検証し、あわせて建設後20年以上経過した西棟、東棟などの老朽化した建物・設備等の更新について、長期的な展望に立った計画を検討していく必要があると考えているところでございます。

また、あわせて、施設の適切な管理を行い、周辺環境への影響にも細心の注意を払い、安全性の確保に努めてまいりたいと思っております。

最後に、連合本庁事務局につきましては、事務局長以下、総務課、介護保険課及び会計係で組織をいたしております。事務局の人員体制につきましては、平成28年4月1日現在、市町派遣職員8名、正職員10名、嘱託員5名及び日日雇用職員1名の計24名で構成をしております。

本庁総務課は、広域計画及び財政計画をはじめとして、重要施策の調査、企画及び総合調整、予算の編成及び執行、さらに議会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会などを所掌いたしております。また、広域行政の推進、組織市町の住民への情報発信を含め、当広域連合の事務上の総括部署でございます。

同じく介護保険課は、介護保険事業計画、介護保険検料の賦課及び徴収、介護保険被保険者の資格管理及び受給者管理、保険給付、介護認定審査会を含めた要介護・要支援の認定及び更新に関する事務、また今後の総合事業の展開への調整や権限移譲などの事務量の増大、さらに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定審査会なども所管をいたしております。地域住民の保健、福祉の向上を目指す健康発信の場としての重責を担っております。なお、本庁舎のあり方についても引き続き継続して検討しているところでございます。

当連合は、申すまでもなく組織市町の負担金と組織市町の住民をはじめとした国民の税金等によって賄われております。このことを改めて肝に銘じ、堅実な事業運営の展開を目指してまいりたいと思っております。つきましては、議員の皆様にはこうした当連合の施策の推進に際し、引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、所信の表明を終わらせていただきます。

続きまして、引き続き、今定例会へ提出させていただいております提出

議案の概要を順次ご説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の退職管理の適正な確保について再就職者による依頼等の規定の導入や再就職情報の届出など、退職管理の円滑な実施を図るため、この条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員法の改正により、職員の降給の事由及び手続きを規定するためこの条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号 もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員の退職管理の適正な確保について人事管理の徹底を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小・中学校の一貫義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第5号 もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

労働安全衛生法に基づくストレスチェック実施後の、高ストレス者への面接指導を行う健康管理医への報酬額を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号 もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政不服審査法に基づく不服申し立ての審査手続における資料の写しに係る手数料及び手数料の減額または免除について規定の整備をするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第7号 不動産の譲与についてでございます。

本巢市神海地内のもとす広域連合分収林で、雑木で植生しているナラの木を、本巢林研クラブが実施する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業において必要とするため譲与することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第6号の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第8号 平成27年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度の一般会計決算額は、歳入は前年度比較3.9%減の5億1,864万2,087円、歳出は前年度比較5.4%減の4億6,917万7,506円、実質収支は4,946万4,581円の黒字となっております。一般会計を所管する連合の部門は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の幼児療育センター関係分及び休日急患診療所関係分、そして、衛生施設関係分の3部門で構成をされております。

平成27年度の歳入歳出決算のうち主な内容といたしましては、衛生施設の長寿命化5ヶ年整備計画による施設修繕整備費が2,000万円を超える減少でありましたが、歳入歳出差引額は約600万円の増額となっております。

当連合といたしましては、引き続き経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫をし、堅実な運営に鋭意努力をいたしてまいります。

次に、議案第9号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当連合におきまして、予算上最大のウエイトを占める介護保険事業の平成27年度の決算額は、歳入が前年度比較6.5%増の68億2,615万8,043円、歳出は前年度比較5.5%増の65億566万1,920円、実質収支は3億2,049万6,123円の黒字となっております。

歳出のうち保険給付費は、歳出の92.6%を占め、60億2,503万1,761円となり、前年度と比べて3.6%の増で、金額にいたしまして2億1,111万5,046円の増加となっております。

保険給付費は、社会保障関係費という義務的経費であり、今後も増大していくものと考えております。今後とも介護保険制度の堅持を前提として、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様に介護保険制度への理解・啓発により一層努めるとともに、保険者として保険料未納者の実態把握と納付環境の改善・整備を図り、もって収納率の向上を目指してまいりたいと思っております。

次に、議案第10号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成27年度の決算額は、歳入は前年度比較10.5%増の10億1,642万4,299円、歳出は前年度比較10.9%増の9億3,369万4,850円、実質収支は8,272万9,449円の黒字となっております。

歳入のうち、サービス事業収入は5億9,707万5,106円で、全体の58.7%を占め、前年度に対し2,473万3,683円の減となっております。

当老人福祉施設・大和園は、開園以来61年という半世紀以上の歴史を持ち、かつ公設公営ということからも、地域住民の信頼を受け、絶えず地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。今後も施設の管理運営の見直しを図りながら利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第11号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第

2号) についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,356万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,266万7,000円とするものでございます。

今回の補正の内容といたしまして、歳入の主なものは、平成27年度決算額が確定したことに伴う繰越金2,356万5,000円を補正予算に計上するものでございます。

歳出の主なものは、議会費で会議録調製委託料として18万4,000円、総務費でストレスチェック実施後の高ストレス者への面接指導をする健康管理医報酬として6万5,000円、例規改正増に伴う例規集システム保守委託料として27万円、また財政調整基金への積立金として2,259万6,000円を計上するものでございます。

また衛生費で人事異動に伴う人件費の増額をあわせて計上するものでございます。

次に、議案第12号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算(第2号) についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,252万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,378万5,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入の主なものは、平成27年度決算の確定に伴い、介護保険事業費負担金の市町負担金842万1,000円の減額、また国庫負担金の補正につきましては、歳出の保険給付費予算額の補正に伴い39万円の減額、また支払基金交付金は前年度精算に伴い211万円の増額、さらに繰越金は平成27年度決算の確定に伴い2億2,883万4,000円を増額するものでございます。

また、歳出の主なものは、総務費では人員増に伴う人件費として179万6,000円を増額するものでございます。

保険給付費につきましては、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費につきまして現在の執行状況を踏まえて給付見込みを行い、それぞれ経費の補正額を計上をいたしました。給付費全体としての増減はございません。

地域支援事業費につきましても同様に、それぞれ経費の補正額を計上いたしました。事業費全体としての増減はございません。

さらに、介護給付費準備金への積み立てとして9,841万2,000円を増額するものでございます。

また諸支出金といたしまして、平成27年度償還金の確定に伴う精算として、合計で1億2,231万5,000円を増額するものでございます。

次に、議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第2号) についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,113万4,000円を追加し、歳

入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,332万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしまして、歳入は、平成27年度決算額の確定に伴い、繰越金3,113万4,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費で修繕料300万円、ドッグセラピー委託料5万円、浄化槽修繕工事127万5,000円、老人福祉施設財政調整基金への積立金として1,936万1,000円を増額するものでございます。

また、民生費及びサービス事業費で、人事異動に伴う人件費等につきまして、所要額を計上するものでございます。

以上、提案議案につきましてその概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（松野藤四郎君） 続きます。一括議題中、議案第8号より議案第10号までの平成27年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君） 監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、平成27年度もとす広域連合一般会計と2つの特別会計の会計の、合計3つの会計です。

審査の期間は、8月24日、29日の2日間で実施し、決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月の出納検査の結果をあわせ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果は、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算は議会の議決に沿い、適正かつ効率的に執行されているものと認めます。

それでは、ご報告を申し上げます。

一般会計・特別会計審査意見書5ページの3、実質収支をご覧ください。

平成27年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の決算額は、歳入総額83億6,122万4,429円、歳出総額79億853万4,276円、差し引き4億5,269万153円の黒字となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がゼロのため、そのまま実質収支額となっております。

6ページへお進みください。

この表は市町負担金です。もとす広域連合規約に基づく負担金として、平成27年度は、瑞穂市より5億9,131万1,400円、本巢市より5億4,781万9,000円、北方町より2億1,387万5,800円で、合計13億5,300万6,200円です。

7ページへお進みください。

公債の償還状況です。平成27年度末現在高は2億5,465万134円であり、平成27年度中の元金償還金は4,311万6,770円、利子償還金は413万471円となりました。

8ページから9ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。歳入総額は5億1,864万2,087円、歳出総額は4億6,917万7,506円で、差し引き4,946万4,581円の剰余金が生じました。

10ページから15ページにかけて、一般会計を総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けてありますので、ご説明いたします。

10ページから11ページへお進みください。

一般会計の総務分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億811万9,469円、歳出総額は1億1590万5,373円で、差し引き652万4,096円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員、監査委員及び選挙管理委員会委員の報酬、職員及び市町派遣職員の人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

12ページから13ページへお進みください。

一般会計の療育医療施設分の歳入歳出決算です。歳入総額は1億4,054万438円、歳出総額は1億1,787万323円で、差し引き2,267万115円の剰余金が生じました。

療育に関する社会の認知度、幼児の保護者等の認知度も高まり、契約者数及び利用児数も年々増加の一途をたどっています。平成25年度より障害児相談支援事業所及び特定相談支援事業所の指定を受け、定員も90名に増員され、平成26年度には利用児全ての障害児支援利用計画が作成されるなど、療育医療の充実が図られていますが、人件費の抑制に配慮しつつ、これからもよりよい療育指導を実施されるよう努めていただきたい。

審査の結果、休日急患診療所を含め適正に処理されていると認められました。

14ページから15ページへお進みください。

一般会計の衛生施設分の歳入歳出決算です。

歳入総額は2億6,998万2,180円、歳出総額は2億4,971万1,810円で、差し引き2,027万370円の剰余金が生じました。

西棟が築33年、東棟が築26年経過し、施設の老朽化が懸念されているため、平成24年度に衛生施設の長期的展望に立った、施設の長寿命化を図る修繕5カ年計画が策定され、平成27年度はその3年目の年に当たり、計画に沿って維持補修工事を行っています。

平成27年度の維持補修費は1億3,310万8,314円となり、引き続き施設の安全管理に留意して運営していただきたい。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

16ページから17ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。歳入総額は68億2,615万8,043円、歳出総額は65億566万1,920円で、差し引き3億2,049万6,123円の剰余金が生じました。

歳入について増額になっている主な理由は、第6期介護保険事業計画期間の開始により、保険料の基準月額が856円上がって5,650円となったこと及び65歳以上の被保険者数の増加による介護保険料の増、給付費増加に伴う国、県、支払基金の交付金及び市町負担金の増があります。

また、歳出では、高齢者人口が増加する中、介護サービスの保険給付費が60億2,503万円と、前年度より約2億円増加しています。

なお、保険料の滞納繰越分普通徴収保険料について、収入済額440万1,600円、不納欠損額は1,619万8,800円となり、徴収率としてはほぼ前年度並みとなりましたが、滞納繰越分の収入未済額は2,283万9,700円となり、前年度より増加となっています。

今後も引き続き、滞納者の動向を調査するとともに構成市町と協力して徴収体制を一層整備し、滞納額を最小限にとどめるよう留意しながら、不納欠損額、収入未済額の減少に一層の努力をしていただきたい。

審査の結果、適正に処理されていると認められました。

18ページから19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。

歳入総額は10億1,642万4,299円、歳出総額は9億3,369万4,850円で、差し引き8,272万9,449円の剰余金が生じました。

しかし、歳入歳出差引額から繰越金、繰入金及び積立金を除いた実質的な事業収支差額につきましては約4,500万円の赤字となっています。老人福祉施設特別会計は、平成25年度より赤字決算となり、その額も平成25年度は1,900万円、平成26年度は3,100万円と拡大しています。平成26年度決算と比較し、事業収入での減収となった主なものは、老人保護措置費約245万円、認知症通所介護事業費約1,075万円、短期入所生活介護事業約1,104万円、認知症短期入所生活介護事業約326万円、施設介護事業約257万円、受託事業約57万円があります。

一方、増収となった主なものは、通所介護事業で約201万円、居宅介護サービス計画事業約88万円などがあり、差し引き約2,793万円の収入減となっています。

しかしながら、歳出におきましては、養護老人ホーム費につきましては3万円、認知症通所介護事業約807万円、短期入所生活介護事業約171万円、認知症短期入所介護事業は約495万円の歳出減、総務費で燃料費及び財政調整基金積立金の減により3,895万円の減であった一方、在宅介護支援事業で約21万円、通所介護事業で約202万円、施設介護事業で約150万円が歳出増となり、老人福祉施設整備費として空調設備改修工事の当該工事費及び管理委託料で1億4,148万円を支出しており、差し引き9,150万

円の歳出増となりました。

これらにより、平成26年度から繰り越された実質的な事業収支差額収支とあわせ、大幅な赤字となっています。

審査の結果、適正に処理されていると認められましたが、収支の悪化は望ましいものではありません。現在経営改善に向けた取り組みを進めているところと伺っておりますので、公設公営の施設であることに配慮しつつも、事業の選択及び経営資源の集中を考え、収支の改善に努めていただきたい。

以上、決算審査の概要につきまして報告させていただきましたが、この内容は村木監査委員と一致した意見であることを述べ、私の報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（松野藤四郎君） 以上で提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

これより全員協議会を全員協議会室において再開しますので、ご移動をお願いします。

再開は11時10分の予定でございます。

休憩 午前 11時00分

再開 午後 2時50分

○議長（松野藤四郎君） 休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第2号 もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第3号 もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第3号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第3号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第4号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。
ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第5号 もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
議案第5号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第5号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第6号 もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例
についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務介護常任委員会に付
託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第7号 不動産の譲与についてを議題といたします。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務介護常任委員会に付
託したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第8号 平成27年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定
についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第8号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会
付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第8号については委員会付託を省略することに決定しまし
た。

ただいま議題となっております議案第8号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、10月18日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する決算の認定について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第9号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第10号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第10号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。

議案第11号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第11号に対する質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第11号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第11号については委員会付託を省略することに決定しました。

ただいま議題となっております議案第11号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係しますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会付託は省略することとしましたが、10月18日から開催される療育医療衛生常任委員会と総務介護常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は、療育医療衛生常任委員会及び総務介護常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第12号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第13号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、老人福祉常任委員会に

付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



◎散会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

10月18日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査をお願いします。

なお、10月28日は午前9時30分より全員協議会を開きますので、よろしくをお願いします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時00分

平成 28 年第 3 回 もとす広域連合議会定例会 第 2 日

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 28 年 10 月 28 日 (金曜日) 午前 10 時 30 分開議

- | | | |
|--------|----------|-----------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 不動産の譲与について |
| 日程第 8 | 発議第 1 号 | 議案第 7 号 不動産の譲与についてに対する付帯決議 |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 平成 27 年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 議案第 9 号 | 平成 27 年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 11 | 議案第 10 号 | 平成 27 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 11 号 | 平成 28 年度もとす広域連合一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 13 | 議案第 12 号 | 平成 28 年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 14 | 議案第 13 号 | 平成 28 年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算 (第 2 号) について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (15 名)

1 番	森	治	久	2 番	若	井	千	尋
3 番	清	水	治	4 番	広	瀬	武	雄
5 番	若	園	五	朗	6 番	く	ま	が
7 番	松	野	藤	四	郎	8 番	鏝	本
9 番	黒	田	芳	弘	10 番	白	井	悦
11 番	中	村	重	光	12 番	大	西	徳
13 番	村	木	俊	文	14 番	松	野	由
15 番	安	藤	哲	雄				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	棚 橋 敏 明
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	鷺 見 誠
総 務 課 長	高 田 薫	介 護 保 険 課 長	扇 間 輝 幸
会 計 管 理 者	溝 口 賢 治	老 人 福 祉 施 設 長	神 谷 義 幸
療 育 医 療 施 設 長	片 岡 俊 明	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	弘 岡 敏

職務のため出席した職員

書 記 長	白 井 英 俊	書 記	高 田 茂 和
書 記	安 藤 里 恵		

開議 午前10時30分

◎開議の宣告

- 議長（松野藤四郎君） おはようございます。
本日は、平成28年第3回もとす広域連合定例会最終日でございます。
ただいまの出席議員は15人であり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（松野藤四郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第1号から議案第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（松野藤四郎君） 日程第1、議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定についてから日程第6、議案第6号 もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

これらについては、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 議席番号4番、総務介護常任委員長の広瀬武雄でございます。ただいま、議長より委員長報告のお許しをいただきましたので、総務介護常任委員会での審査についてのご報告を申し上げます。

10月21日午前9時35分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室におきまして、総務介護常任委員会を開催いたしました。

委員会には、委員5名全員が出席したほか、松野議長の出席をいただきまして、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、その他担当職員の出席を求め、付託されました議案及び協議事項について詳細な説明を聞きながら、慎重に審査を行いました。

初めに、付託されました議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定についての審査の経過を報告いたします。

議案第1号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受け、その後の質疑及び討論については特にご報告申し上げる事項はありませんでした。

次に、審査の結果を報告します。

当委員会が付託を受けました議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、付託されました議案第2号 もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定についての審査の経過を報告いたします。

議案第2号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後質疑に入り、法令における降任、降格及び降号についての定義についての再確認がありましたが、その後の質疑及び討論については特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告いたします。

当委員会が付託を受けました議案第2号 もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、付託されました議案第3号 もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過を報告いたします。

議案第3号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後質疑に入り、「法律改正に合わせて条例の改正が行われることと解釈して構わないか。」との質疑があり、「そのとおりである。」との答弁がありました。その後の質疑及び討論については特にお伝えする事項はありませんでした。

審査の結果をご報告いたしますが、当委員会が付託を受けました議案第3号 もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、付託されました議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過を報告いたします。

議案第4号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、義務教育学校の前期課程及び後期課程の年数についての再確認がありましたが、その後の質疑及び討論について特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果を報告いたしますが、当委員会が付託を受けました議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

付託されました議案第5号 もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての審査の経過を報告いたします。

議案第5号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後質疑に入り、議案内容についての再確認がありましたが、その後の質疑及び討論については特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果を報告いたします。

当委員会が付託を受けました議案第5号 もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

付託されました議案第6号 もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例についての審査の経過から報告いたします。

議案第6号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後質疑に入り、「乾式複写機による写し（多色刷り）における1枚につき100円は高い。」との意見がありましたが、その後の質疑及び討論については特にご報告する事項はありませんでした。

次に、審査の結果を報告いたします。

当委員会が付託を受けました議案第6号 もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例については、慎重な審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第1号から議案第6号の6議案につきまして、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

これで報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） それでは、まず議案第1号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第1号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第1号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 起立全員であります。

着席をよろしくお願いします。

よって、議案第1号 もとす広域連合職員の退職管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第2号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合職員の降給に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第3号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第3号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第3号 もとす広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第4号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第5号 もとす広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。
続きまして、議案第6号についての委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。
よって、討論を終結いたします。
これより採決いたします。
委員長報告によりますと、議案第6号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第6号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第6号 もとす広域連合行政不服審査会条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（松野藤四郎君） 日程第7、議案第7号 不動産の譲与についてを議題といたします。

議案第7号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

- 総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきまして、議案第7号の総務介護常任委員会の委員長報告を申し上げます。

付託されました議案第7号 不動産の譲与についての審査の経過をご報告申し上げます。

議案第7号につきましては、議案書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「譲与するに当たり、土地の所有者の了承も得られているとの説明があったが、土地所有者は公共団体ではなく、個人ということでのよいのか、また、議会の承認を得なければならないということは、管内住民の財産の一つであると解釈してよいのか。」との質問があり、「土地は民間の方々の所有であるが、分収林契約において立木の売却益を土地所有者の方々と当広域連合とで半分ずつ配分するということになっており、植生する立木は土地所有者及び当広域連合との共有財産ということになる。」との答弁がありました。

また、「譲与予定のナラの木を対価が生ずる木として判断したから譲与議案として提出したということでのよいのか。」との質問があり、「スギ及びヒノキについては植林した区域があるが、今回対象となっている区域については当初から雑木が植生していた場所であり、対価が生じるという思いは持っていなかった。しかし、今回の件は任意団体への譲与であるため、法的に必要となる手続と判断して議案を提出した。」との答弁がありました。

また、「シイタケ栽培の原木とする場合、立木1本から何本ぐらいとれるのか。」との質疑があり、「ナラ原木を扱う業者によれば、直径10センチから24センチで長さ2メートルから2.2メートルぐらいのものが2本とれ、1本1,800円ほどとのことであり、公共用地取得の際の補償基準から換算した場合には1本1,500円ほどという想定である。」との答弁がありました。

また、「日ごろの分収林の管理はどのようになっているのか。」との質疑があり、「昭和34年に当時の皇太子殿下のご成婚記念として分収林事業が開始され、かなり以前は下草刈り及び除伐等の管理も行われていたが、現在は土地所有者による見回り程度の管理となっている。この見回りについては当広域連合から管理手数料を支払っているが、分収林の管理について当広域連合事務局が直接的に何か管理を行っているということはない。」との答弁がありました。

また、「伐採して運び出す際に費用が発生することになると思われるが、今回の譲与に当たっては、当広域連合において、伐採等してから譲与するのか、それとも譲与を受ける相手方が行うのか。」との質問があり、「譲与を受ける相手方が伐採及び運び出し等を全て行い、当広域連合として特に何かを行う予定はない。」との答弁がありました。

また、「本案については慎重に検討されるべきである。譲与木の用途については限定されるべきで、現状では用途がはっきりしないので反対である。教育目的に限定した譲与であれば賛成する。」との意見がありました。

また、「年間30本という量は適切な量と言えるのか、計画では3年間ということ合計90本ということになり、相当な量になると思われるが、どう考えているのか。」との質疑があり、「伐採した30本をシイタケ栽培の原木のみに使用するかどうかという点、また年間30本という本数が

適切な量と言えるかどうかについては確認ができていない。しかし、今回の件は、環境学習の中の里山保全はもとより、景観保全という一面もあるが、伐採した木については全てを利用し活動を展開している団体であり、そういった活動実績もある。」との答弁がありました。

また、「団体の活動状況にのみに着目した決定は危うさが拭えないため、用途を確認した上で行わないと、何でもありということになってしまいかねない。広域連合の大切な財産であるので、譲与に当たっては慎重であるべきである。」との意見がありました。

また、「今回譲与を受ける団体について、具体的にどのような活動を行っている団体か。」との質疑があり、「今回譲与予定の団体は外山地区の委託を受けて間伐事業を実施している任意団体で、ボランティアで林道沿いの整備、子供たちへの山を守る環境学習及び山林公園整備等も行っている団体である。間伐については近年お金にならないばかりか、伐採木を運び出すと採算が合わないため、切り倒してそのまま山林に放置するという方法が多く用いられているが、この方法は大雨が降ると河川へ流出し、伊勢湾等沿岸へ流木被害を与えるなど、深刻な問題となっている。こういった点にも着目して、広く山林環境を保全する活動を行っている。」との答弁がありました。

その後、安藤哲雄副委員長から、「森林環境教育の実践にのみ使用することという付帯決議を行ってはどうか。」との提案が出され、「このような付帯決議をつけてもらえるならば、賛成とする。」との意見があり、その後は質疑及び討論はありませんでした。

次に、審査の結果を報告しますと、当委員会が付託を受けました議案第7号 不動産の譲与については、慎重な審査の結果、全会一致で、森林環境教育の実践にのみ使用することという付帯決議を条件として、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会終了後に希望した委員2名及び議長で分収林の視察を行いました。

以上、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

以上です。

○議長（松野藤四郎君） 議案第7号についての委員長報告は、原案及び別紙付帯決議を可決とするものです。

したがって、まず原案について委員長報告に対する質疑と採決を行い、原案が可決されましたら、付帯決議について質疑、討論、採決を行います。

これより、議案第7号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君） ただいま、委員長より、この議案に対する説明、委員会での審議の説明がございましたが、その中、この原案と付帯決議に関

する説明がございましたが、少し矛盾を感じますのは、今回の議案第7号についてはこの提案説明にありますように、本巢林研クラブへ譲与するということとなります。そうなりますと、本巢林研クラブへ譲与するという限定された議案ということとなります。それに対しまして、付帯決議では、森林環境教育の実践にということを決議とある中で、付帯決議の関連の説明をもう少ししていただきたいのと、それからもとす広域連合が所有する山林については、今も説明がありましたように、スギやヒノキを植林した林と今回譲与の対象となっております雑木林の対象がございましたが、付帯決議に至るものについては、そういうようなものを全部含めてのものという考え方なのかどうかについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいま黒田議員よりご質問がございました第1点目、付帯決議に至った経緯をもう少し詳しくというような内容ではなかったかと思いますが、総務介護常任委員会の中では、一般的にただで譲与ということになると、相手方がどのように使用するか、あるいは使うか、あるいは活用するか、という点は正直言って、相手次第でございますので、どのような形で使われるかを少し限定した方がいいんじゃないかというような中の一環として、付帯決議で教育面において利用するということを条件とするという内容の協議が行われたと。そしてそれが皆さんとともに賛成多数で合意されたと、こういうことでございます。

それと、第2点目は、何かスギとかいろいろある雑木林のものについてというご質問だったと思いますが、今回は、ご存じのとおり議案の中にもございますように、その中に示されております南のほうの先端部分、その部分のみの譲与でございまして、その中にたまたまナラの木があると、こういう解釈をしていただければ、今のご質問にお答えできるものと考えますが、よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（松野藤四郎君） 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君） 委員会のみならず、事務局、執行部からも含めて答弁をお願いしたいと思うんですが、私が聞いたかったのは、今回の議案第7号では、相手先が本巢林研クラブというふうに限定されておるわけです。これは私、全協の中でもお聞きましたが、その中の回答で、国の事業があって、それは外山小を対象としたそういった環境に関する教育なんかのことが入っているというようなことでありましたんで、そういったことと広域連合が所有する山林の木が利用されることは大いに結構なことだと思っただんですが、私が聞きたいのは、確認したいのは、この今回の利用の中で、付帯決議に委員会がつけた、森林教育関係としてのみ使用することをという条件づけた関係があって、今回の年間30本、3年間にわたる90本の木が全てその教育ということに常に使用されることの確認と、それからもう一つひっかかったのは、スギ、ヒノキ、ザツという林がある中で、

このことは全部を対象にしたものとするのかということでもあります。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいまの黒田議員の質問にお答えいたします。

本巢林研クラブに譲与するに当たって、全てのものを付帯条件がついた森林環境教育の実践に使用するのかと、こういうことでもございましたね。先ほど来申し上げておりますように、これはたまたまナラの木がそこにごございましたので、基本的には、総務介護常任委員会の雰囲気としましては、ナラの木についてのみシイタケ栽培が云々ということもありますので、そういう意味合いでこの付帯条件がついたものと私は解釈しておるところでございます。

もう1点については、ちょっともう一度おっしゃっていただけませんか。申し訳ないです。

○9番（黒田芳弘君） 私が言いたいのは、条例そのものに対する質問ということではなくて、付帯決議との関連のことなんです。付帯決議をつけて委員会としてはこれを通したという説明だったですね。であるならば当然付帯決議を森林環境教育の実践に使用するというふうに付帯すべきでありますので、この中身の原案のことが共有に使えるという確認をしたかったわけです。要は本巢林研クラブがほかのことには使わないと、そういうことですね。そうしないと付帯決議との整合性がとれませんので。

それともう1点は、当広域が所有する山林についてはこういった雑木林だけでなく、スギ、ヒノキもあるわけですから、図によりますと。この付帯決議については全部の林を森林を対象にしたものかという確認をしたかったです。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長、広瀬君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） 今回の最後の質問ですが、全部ではなく、過去にご説明があったと思いますけれども、議案第7号の関係という図面がございまして、その中に0.94、防災無線のところにあるわけですが、その部分の譲与ということで、下のほうのスギとかヒノキ、いっぱい茂っている部分は譲与しないわけです。その一部分の南のほうの先端部分に生えているものを譲与すると、こういう解釈かというふうに考えております。

だから、委員会としては、今ご質問のような内容にまでは正直言って協議がされておられません。

○議長（松野藤四郎君） 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君） それでは、今回、委員会が示した付帯決議につきましては、今回の本巢林研クラブが求めたものに対するのみということでは理解すればいいのか。要は、ほかの団体とかそういったものを含まずに、これからのことも含まずに、今回の本巢林研クラブだけを対象とした付帯決議ということでは理解すればよろしいですね。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいまのご質問は本巢林研クラブのみに対する付帯決議かということかと思いますが、ご存じのとおり、今回の議案はおっしゃるとおり本巢林研クラブに対する譲与でございますので、その大前提に立って付帯条件がついているという解釈をいただければと思います。今後のことは関係ございません。

○議長（松野藤四郎君） ほかに質疑はありませんか。
5番、若園五朗君。

○5番（若園五朗君） 議案第7号 不動産の譲与について質問します。

資料、議案第7号の資料を見ていると、譲与の相手方には今言っている本巢林研クラブという団体の名前を言っていますね、譲与の相手方。譲渡には有償と無償があることはご存じかなと思うんです。今回、高山市のほうでは無償譲与するということには、必ず無償譲与条例というのをきちんと設けています。規定がある。その場合は、例えば市の持っている財産をある地域の団体に渡すときは、無償譲与という条例がある。

今回、私疑問に思うのは、今言っているナラの木というこの財産、この財産が学校教育施設、用途が教育施設だろうという。仮に営利でやろうした場合、広域連合がそれを処分するというのは、意思決定していますね。逆に、教育委員会で、たまたまシイタケの教育かもわかりませんが、学校施設の中には材料もあり、いろいろなそういう教材全てあるんです。要するに何でも学校に頼まれたら無償で譲与していいというのは、ちょっと疑問に思うんです。

ほかの方にちょっと、ナラをもし公募かけて、それだけナラの木が30本、3年間90本あるんだとしたら、それらを買おうという人がいれば、広域連合に仕入れとしてお金が入ってきます。委員会の中で、何で今回の財産を処分するときに、学校だから処分する、付帯決議するという手続になったのか。処分をするかどうかということの議決をまず求めて、次に相手方について公募にかけるとか、一般入札にかけるとかいう手続があるのにどうしてやらないのかと。ボランティアでやっている本巢林研クラブにのみで使うのであれば、一般公募かけても買う人もいないから、もちろん教育で使うならいいと、またその団体がボランティアだからいいという考え、3,000円でナラの木3年間30本、要するに、外山の小学校で使う上で譲与するということについて問題点がなかったか、委員長にお伺いします。

○議長（松野藤四郎君） 総務介護常任委員長。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） ただいまの若園議員の質問に対してお答えいたします。

もっと大きく広く公募をしてやるべきであって、本巢林研クラブが譲与してほしいと言ったので譲与するという安易な考えでいいのかというご質問かと思いますが、委員会では、そのような話は一切出ませんでした。あくまでも本巢林研クラブからそういう申し出があるということに対しての

み、協議あるいは審議をした次第でございますし、参考に申し上げますならば、もとす広域連合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というものがあまして、普通財産の譲与または減額譲渡という第3条の項目の中には、「普通財産は次の各号の1に該当するときはこれを譲与し、又は時価よりも低い価格で譲渡することができる」という規定がございます。

その中に、他の地方公共団体、その他の公共団体において、公用もしくは公共用又は公益企業の要に供するため、普通財産を他の地方公共団体、その他公共団体に譲渡するとき、となっておりまして、当本巢林研クラブは条例第3条の第1号に規定するその他公共団体に該当しないということから、いわゆるその他公共団体というのは土地改良区とか都市区画整理組合とか共済組合、水防組合、公社、公団など、これらをその他の公共団体と申しますが、そこにも該当しないために議会に諮ると。こういう大前提がございましたので、ただいまの若園議員がご質問いただくような内容についてまでは総務介護常任委員会では検討いたしませんでした。

以上でございます。

○議長（松野藤四郎君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第7号の原案に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第7号の原案に対する委員会での審査結果は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第7号 不動産の譲与については、委員長報告のとおり可決されました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第8、発議第1号 議案第7号 不動産の譲与についてに対する付帯決議についてを議題といたします。

発議第1号について、提出者に説明を求めます。

15番、安藤哲雄君。

○15番（安藤哲雄君） 発議第1号。

議案第7号 不動産の譲与についてに対する付帯決議。

会議規則第14条第1項の規定により、議案第7号 不動産の譲与についてに対する付帯決議案を別紙のとおり提出する。

平成28年10月28日提出。

提出者、もとす広域連合議会議員、安藤哲雄、賛成者、もとす広域連合議会議員、森 治久、同じく、鏝本規之、同じく中村重光
もとす広域連合議会議員、松野藤四郎様。

提案理由。

議案第7号 不動産の譲与について、議会として決議する必要があるため提案するもの。

議案第7号 不動産の譲与についてに対する付帯決議。

本議案において、その実施にあたっては、森林環境教育の実践にのみ使用することを条件とする。

以上、決議する。

平成28年10月28日。

もとす広域連合議会。

○議長（松野藤四郎君） 次に、発議第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号は会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） ご異議がないものと認めます。

よって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

発議第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

発議第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第9、議案第8号 平成27年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第8号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第8号の協議結果について報告申し上げます。

議案第8号は平成27年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についての所管事項についての協議の経過を報告いたします。

議案第8号につきましては、決算事業報告書に基づきまして、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「本庁舎の建物について建築後相当の年数が経過しているが、平成27年度における維持管理の費用はいくらか。」との質疑があり、「建物自体への修繕経費は20万円から30万円程度であり、大きな維持補修的な経費はない。」との答弁があり、続いて、「本庁舎の建物について耐震基準はクリアしているのか、クリアできていないのならば、安全を確保するためにも、今年度または来年度中にも何らかの対策が必要ではないか。」との質疑があり、「耐震調査はしていないが、耐震性はかなり劣ると考えられる。喫緊の課題として取り組みたい。」との答弁がありました。

ほかに、「人件費について、職員の等級別の金額はいくらか。」との質疑があり、「質疑に対する回答そのものについての資料は持ち合わせていないが、級別の人数については平成28年1月1日現在で4級が3人、3級が4人、2級が3人、1級が9人という状況である。」との答弁がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） 議席番号5番、若園五朗。

議長より、療育医療衛生常任委員会の報告の発言の許可をいただきましたので、報告します。

ただいま議題となっております議案第8号について、療育医療衛生常任

委員会における所管部分の協議結果について報告します。

療育医療衛生常任委員会は、10月18日午前9時25分より本巢市役所本庁舎第1委員会室において開催いたしました。

委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について説明を受けた後、慎重に協議をいたしました。

議案第8号は、決算事業報告書に基づき、執行部より補足説明があった後、質疑に入り、療育施設に関連して、「幼児療育センターの利用者数は増加の一途であるが、今後の見通しについてどのように考えているのか。」との質疑に対し、「現在の利用定員は90名であり、指導員の数も限られているため、お待ちいただくということも想定される場所であるが、対象の児童に途切れのないよう支援が行われるよう、各市町各地域における発達支援教室、保育所等の連携を図りながら事業を進めたい。」との答弁がありました。

また、「小さいうちから療育指導が大切であると言われていたが、今後増加すると見込まれる利用希望者への対応については困り始めてから対応策を考えているようでは遅いので、常に先んじて考えておく必要があるのではないか。」との質疑に対し、「幼児療育センター利用者については他機関とのつながりもあり、何らかの対応が可能であるが、心配な状況であるにも関わらず、適切な支援が受けられていない児童に対してどのように関わっていくかが課題であります。まずは、組織市町の保健センター及び教育委員会との連携を密に行うことにより、幼児療育センター以外においても、専門機関への橋渡しなども対応ができるような状況を目指したい。」との答弁がありました。

また、利用児の小学校への進学状況についての質疑に対し、「昨年度の該当児童は96名で、その内訳は特別支援学校へ5名、特別支援学級へ23名、通級指導教室を含む通常学級へ68名という状況である。」との答弁がありました。

また、「休日急患診療所に関し、1月から3月までのインフルエンザ流行期間に受診者が多いときには開設時間内に診療が終わらなかったことがあったのか。」との質疑に対し、「受診者が多く、開設時間内に終わらなかった日もあったが、職員を増やすなどして対応した。」との答弁がありました。

また、「療育医療施設及び衛生施設に関し、現在の基金残高について適切な金額であるのか。」との質疑に対し、「判断が難しいところもあるが、目的基金ではないことから考えると、適切な額の範疇であると考えている。」との答弁がありました。

また、「衛生施設に関し、施設更新ということになると、大きな金額が必要になると考えられるが、現在の基金残高で大丈夫であると考えている

のか。」との質疑に対し、「施設が耐用年数を超えていることから、施設全体の更新については全く足りない金額であると考えているが、設備維持に関しては構成市町の負担金によって賄っていきたい。」との答弁がありました。

また、「現在、衛生施設長寿命化5ケ年計画に基づいて延命策を行っているところであるが、建て替えを行うと数十億円かかると聞いている。今後の見通しについてどのように考えているのか。」との質疑に対し、「建物等の構造物については、長寿命化5ケ年計画における延命策により、今後15年程度は使用可能ということであるが、汚泥処理方法等の方針については、焼却施設の廃止案を含め本年度検討を行っているところでありますが、早急に報告ができるようにしたい。」との答弁がありました。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

以上。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第8号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第8号 平成27年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については可決されました。



◎議案第9号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第10、議案第9号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第9号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、付託されました議案第9号のご報告を申し上げます。

平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過を報告いたします。

議案第9号につきましては、決算事業報告書に基づき、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑に入り、「繰越金が1億2,000万円ほどと大幅に増えているが、その理由は何か。」との質疑があり、「第6期介護保険事業計画において、保険料を月額で856円増額したことに伴うもので、平成27年度は計画期間初年度ということもあり、繰越金が増えたと考えられる。」との答弁がありました。その後の質疑及び討論については、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果を報告しますと、当委員会が付託を受けました議案第9号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

これで報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第9号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第9号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第9号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第9号 平成27年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（松野藤四郎君） 日程第11、議案第10号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第10号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

- 老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） 老人福祉常任委員会での審査について報告いたします。

10月25日午前9時24分より、本巢市役所本庁舎第1委員会室において、老人福祉常任委員会を開催いたしました。

委員会には、委員5名中4名出席、1名欠席で、このほか松野議長の出席をいただき、また議案説明のため、棚橋副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、付託されました議案について、詳細な説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。

付託されました議案第10号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過を報告いたします。

議案第10号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について説明を受けました。

その後、質疑及び討論については、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果を報告いたします。

当委員会が付託を受けました議案第10号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

- 議長（松野藤四郎君） 議案第10号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第10号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

委員長報告によりますと、議案第10号に対する委員会での審査結果は

可決です。議案第10号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第10号 平成27年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第11号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第12、議案第11号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第11号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案第11号のご報告を申し上げます。

議案第11号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についての所管事項についての協議の経過を報告申し上げます。

議案第11号につきましては、補正予算書に基づきまして、執行部より詳細な説明を受けました。

その後の質疑につきましては、特にお伝えするような事項はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松野藤四郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、報告します。

ただいま議題となりました議案第11号について、療育医療衛生常任委員会における所管部分の協議結果について報告いたします。

議案第11号は、補正予算書に基づき執行部より、今回の補正予算は平成27年度一般会計歳入歳出決算額が確定したことにより、繰越金の歳入増額補正とそれに伴う財政調整基金積立金の歳出増額の補正及び衛生施設職員の昇格に伴う職員給与の歳出増額補正であるとの補足説明がありました。

その後、質疑に入り、「職員給与の補正に関して今回の補正は衛生施設職員の昇格とあるが、療育医療施設職員における給与はどのようになっているのか。」との質疑に対し、「昇格基準については経験年数等も参考にしながら構成市町と同様に、当広域連合の定めに従って実施している。」との答弁がありました。

「療育医療施設における職務給の最高位は何級か。」との質疑に対して、「現在の最高位は4級の課長補佐級である。」との答弁がありました。そのほかには特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

以上。

○議長（松野藤四郎君） それでは、議案第11号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第11号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第11号 平成28年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）については可決されました。



◎議案第12号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第13、議案第12号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第12号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、広瀬武雄君。

○総務介護常任委員長（広瀬武雄君） それでは、議長より議案第12号の報告のお許しをいただきましたので、議案第12号の報告を申し上げます。

付託されました議案第12号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過を報告いたします。

議案第12号につきましては、補正予算書に基づきまして、執行部より詳細な説明を受けました。

その後、質疑及び討論については、特にお伝えする事項はありませんでした。

次に、審査の結果をご報告申し上げます。

当委員会が付託を受けました議案第12号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については、慎重な審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第41条第1項の規定によりご報告申し上げます。

これで報告は終わります。

○議長（松野藤四郎君） 議案第12号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第12号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第12号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第12号 平成28年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。



◎議案第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（松野藤四郎君） 日程第14、議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第13号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありま

したので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、黒田芳弘君。

- 老人福祉常任委員長（黒田芳弘君） 付託されました議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過について報告をいたします。

議案第13号につきましては、執行部より補正予算書に基づき、補正予算の詳細について説明を受けました。

その後、質疑に入り、「ドッグセラピー委託料についてどのように実施するのか、また、今後も継続していくのか。」との質疑があり、「大和園では1回当たり犬5頭及び6人から7人の指導者で散歩及び餌やり等のふれあい活動として実施を予定している。これまでに試行的に2回実施し、効果があると見込まれるため、今回の予算計上に至った。今年度としては5回の実施を予定しているが、その後については実施状況を見ながら判断したい。」との答弁がありました。

また、「県内他施設におけるドッグセラピーの実績はどのようなものであるか。」との質疑があり、「近隣では瑞穂市内の施設において実施している。その施設では毎月実施をしており、多いときには犬10頭以上を使って実施をしている。その他の施設の状況については実施事例があると聞いてはいるが、それ以上は把握をしていない。」との答弁がありました。

次に、今回、歳出補正予算の根拠となった寄附金10万円の詳細についての質疑があり、「平成28年2月26日に生活支援についてのお礼として施設備品の購入に使用してほしい旨の希望とともに、施設利用者の家族から寄附をいただいたものである。」との答弁がありました。その後の質疑及び討論については、特にお伝えする事項はありません。

次に、審査の結果を報告いたします。

当委員会が付託を受けました議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については、慎重な審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

これで委員会報告を終わります。

- 議長（松野藤四郎君） 議案第13号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第13号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（松野藤四郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第13号に対する委員会での審査結果は可決であります。議案第13号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野藤四郎君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第13号 平成28年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（松野藤四郎君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

これにて、平成28年第3回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

3 番

1 3 番